

## 規則

埼玉県立げんきプラザ管理規則の一部を改正する規則を、以下に公布する。

令和八年一月九日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

### 埼玉県教育委員会規則第一号

埼玉県立げんきプラザ管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立げんきプラザ管理規則（平成十五年埼玉県教育委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、埼玉県立加須げんきプラザ」及び「、埼玉県立神川げんきプラザ」を削る。

様式第一号（二）、様式第一号（二）及び様式第三号中「あて先」を「宛先」に改める。

#### 附 則

- 1　この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- 2　この規則による改正前の埼玉県立げんきプラザ管理規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。